



2023.12.5

No. 359

毎月5日発行 定価1部10円 (組合員の購読料は組合費に含む)  
1996年3月4日第三種郵便物認可

MONTHLY

れんごう

北海道

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

発行責任者

和田 英 浩

〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 はくろうビル6F TEL (011) 210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

## 私鉄総連函館バス支部への「不条理を許さない」 連合北海道大会で不当労働行為事件に言及

10月31日に開催された連合北海道第36回定期大会の冒頭、杉山会長は挨拶の中で、私鉄総連函館バス支部に対して行われる不当労働行為事件について触れ、会社が組合に対して行ってきた数々の不条理な対応は許されるものではなく、連帯の力でともに闘う決意を示した(下記)。

質疑の中で私鉄総連の加藤代議員から発言があり、これまでの事件経過や直近の裁判結果などの説明があった。最後には「現在23件もの事件を争っているが、全ての事件において、会社は不服申してや、再審査を要求し続け、誠意ある解決の目処すら立っていない」とした上で、「闘争が長引いているため、どうかこの不当極まりない事件にご理解



私鉄総連 加藤代議員

いただき、解決に向けたご支援を賜りたい」と訴えた。

それに対し連合北海道の永田組織対策局長は「今回の不当労働行為事件は、単に1産別の課題ではない。憲法や労働組合法を無視し、我々連合に結集する労働組合の存在を排除しようとする違法行為は断じて許すわけにはいかない」とした上で、「連合北海道は勝訴判決や勝利命令を獲得するにとどまらず、安心安全な地域公共交通を守るためにも、1日も早い『正常な労使関係を回復する』ことが最終目標である」と最後まで闘い抜く決意を示した。



連合北海道 永田組織対策局長

〈この記事のアドレス〉

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp/archives/8526>

## 連合北海道第36回定期大会 会長挨拶から

函館バス(株)による私鉄総連函館バス支部への不当労働行為事件であります。2020年11月に「組合休暇問題」から端を発し、函館バスの労使関係が急激に悪化し、函館バス支部組合員を狙い撃ちにした懲戒解雇、不当配転、暖房手当や賞与等の不払いが行われてきたことに加えて、団体交渉の拒否など違法行為が蔓延し悪質きわまりない状況が続いています。

また、函館バス(株)は、渡島・檜山管内の路線バス会社として、函館市を含む近隣町村45万人の生活の足を支えているばかりか、函館市から市営バス事業の移管を受けた経過から準公的企業にも位置づけられている企業であるにも関わらず極めて残念であります。

現在23件の訴訟提起、労働委員会への救済申立てなどを行い、既に12件において勝訴、勝利命令が出ている状況であります。

しかし、函館バス(株)は再審査の申立てや控訴、上告を行っていることから、闘いは続きますが、絶対に負けられ

ない闘いであります。このように憲法や労働組合法を無視し、我々連合に加盟する組織への介入や弾圧などの「不条理」な対応は到底許されるものではありません。

我々連合は社会的な不条理を許しません。折しも今年、連合評価委員会の最終報告から20年の節目を迎えました。我々連合北海道も2020年2月1日、結成30年の式典において「不条理に対して闘う姿勢を持ち、行動することを使命として取り組む」ことを確認してきたところであります。

したがって、函館バス支部に対する対応は許されるものではありません。本大会でも改めて、連帯の力で社会の不条理に立ち向かい、弱い立場にある人々とともに闘う決意を共有し、社会を変革し、危機を克服し、連合が目指す「働くことを軸とする安心社会の実現」につなげるためにも、連合の旗の下で構成組織、地域協議会の皆さんとしっかり心合わせ、力合わせを行い、すべての働く人、生活者にとって、連合や労働組合が「必ずそばにいる存在」となるべく、連合運動を目指していこうではありませんか。

# 私鉄総連函館バス支部幹部らへの懲戒処分 道労委「不当労働行為」と認定

私鉄総連函館バス支部(以下、私鉄函館バス労組)が北海道労働委員会(以下、道労委)に申し立てた事件の救済命令が10月20日に下された。函館バス(株)が黒瀧執行委員長に対する懲戒処分及び定年後再雇用の拒否、大岩書記長に対する懲戒解雇など組合幹部に行った措置が不当労働行為に該当すると主張した事件。

道労委は函館バス(株)の組合幹部らに対する懲戒処分は就業規則上の懲戒事由に該当せず、手続き上にも問題があると判断し、不当労働行為にあたと認定した。

救済命令では、不当労働行為を認定した上で、組合幹部らに対する懲戒処分をなかったものとすることや不当に懲戒処分をするなどして組合の運営に支配介入しないこと等、組合の主張を全面的に認めた内容となっている。

函館バス(株)が懲戒処分を下した理由として会社に目的を秘して、取得が認められないはずの組合休暇を取得させたことなどを主な理由としているところ、道労委は「そもそも組合休暇の取得が限定されている合意は労使間でなかった」とした上で、就業規則上の懲戒事由に該当していないとした。

また、懲戒処分の手続きについて「賞罰委員会の会社側委員で策定した処分案を組合に示し、組合がこれを検討して必要に応じて従業員側として意見を提出して処分を確定させるという手続きが労使慣行になっていた」とした上で、実際に行われた賞罰委員会が上記労使慣行に違反していると認定した。

加えて、本件懲戒処分は「会社の継続する反組合的意図ないし動機に基づくものであり、不当労働行為意思があったものと推測できる」とし、不当労働行為にあたと認定した。

本件救済命令を受けて、私鉄函館バス労組弁護士は「本救済命令は会社が懲戒処分に当たって遵守すべき手続きを明らかにした点で他の事件の救済に波及するものである。早期終結を図るにあたって、今回の救済命令の意義は大きい」とコメント。

また、本事件の当事者である大岩書記長は「救済命令において組合の主張が全面的に認められたのは組合員が一致団結してきた成果だと考えている」とした上で、「会社には救済命令に従って真摯に対応してもらい、誠実に組合と向き合ってもらいたい」とコメントした。

## ■ 書記長、組合員への懲戒解雇・配転 「違法性の強い不当労働行為」 ■

10月24日に函館地方裁判所にて函館バス(株)が行った私鉄函館バス労組の大岩書記長(以下、書記長)への懲戒解雇、また、組合員4名に対しての配置転換命令の有効性が争われた事件の判決が言い渡された。裁判所は当該懲戒解雇および配置転換命令を無効とし、加えて、函館バス(株)は組合員を不利益に取扱い、組合を弱体化させる行為を行ったとして不当労働行為と認定した。本判決では組合員側の主張が認められ、全面勝訴という形になった。

### ■ 組合書記長への懲戒解雇

函館バス(株)は私鉄函館バス労組の大岩書記長に対し、会社が組合三役(執行委員長、副執行委員長、書記長)に限り認めていた組合休暇をその他の組合員にも取得させていたことなどを理由として懲戒解雇を下した。

本件組合休暇は以前より労使協議の経過の中で、一般の組合員も取得できるものとして設けられていた。しかし、とある労使協議の中で函館バス(株)の社長が「組合休暇の取得は三役のみ認める」という旨の発言をしたことが事件の発端となった。

組合としては組合休暇は全ての組合員が取得できるものという立場のため、書記長は当時の労務課長と話

し合った上で、一度有給休暇として申請したものを欠勤扱いにするという方法(欠勤処理)で一般の組合員にも組合休暇を取得させていた。この方法は会社側と組合側で意見が対立することによる妥協案であった。

後に一般組合員の欠勤処理のことを知った会社側は書記長に対し、本来取得できないはずの組合員が組合休暇を取得することが可能になったことで、業務調整の必要性や、不必要な賃金支払いが生じ、会社に不利益が発生したなどとして書記長を懲戒解雇した。

裁判所は「そもそも労使間で『組合休暇の取得は三役に限る』という旨の合意があったとは認められない」とした上で、書記長が欠勤処理を行っていたことについて、「会社の主張するような不利益は欠勤処理にかかわらず必要性が生じるものであり、必ずしも不利益とは認め難い」と評価し、懲戒事由に該当するような悪質な行為とは言えないため、本件懲戒解雇は無効であると判断した。むしろ欠勤処理は「本来全ての組合員に認められていた組合休暇が三役のみ取得可能であると、会社がそれ以外の組合員の利用を妨げようとしたことへの対抗手段といえる」と評価し、「組合活動における正当な行為」と判断した。

したがって、裁判所は「書記長という立場の者が

行った正当な行為を理由に懲戒解雇することは違法性の強い不当労働行為である」とした上で、書記長の雇用契約上の地位の確認及び会社と社長個人に連帯して55万円の損害賠償責任があると認めた。

### ■組合員4名に対する配置転換

函館バス(株)は私鉄函館バス労組の組合員4名に対して、勤務する出張所を変更させる配置転換を命じた。

函館バス(株)と私鉄函館バス労組は労働協約を締結しており、本件協約書の7条2項には以下の条項がある。

「従業員の異動、配置、転換等、身分の変更については、事前に労使協議し、一方的に行わない」

当該条項がある中で、函館バス(株)は私鉄函館バス労組との協議を行わずして、組合員4名を函館市営業所から地方営業所へと配置転換させ、その結果2名が退職し、残り2名が配置転換を拒否したなどとして懲戒解雇した。

裁判所は本件協約書7条2項の条項について「当該条

項は昭和30年から労働協約として有効に成立しており、現在も一体として有効であること、その上で『一方的に行わない』という文言は事前に労使間で協議することを配置転換の要件とするもの」と解した上で、「本件配置転換の命令にあたり、労使で協議がされていないため無効である」とした。

また、本件配転命令について、「会社に不利な行動をとった私鉄函館バス労組の組合員らを立て続けに配置転換させ、不利益に扱うことで、組合からの脱退を誘引して弱体化を図ろうとしたと評価せざるを得ない」とした。

したがって、裁判所は「本件配置転換の命令は事前の協議をしておらず無効であり、違法性の強い不当労働行為である」とした上で、会社と社長個人に連帯して計550万円の損害賠償責任があると認めた。

※賃金や賞与未払等含めると会社に対し、計およそ1,390万円の支払いを命じた。

〈この記事のアドレス〉

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp/archives/8403>

## 連合北海道女性委員会第34回定期総会開催 河原崎委員長はじめ新役員決まる

女性委員会は10月7日、「第34回女性委員会定期総会」を開催し、代議員・傍聴者を含め10産別3地区より32人が出席した。

大会議長には、大沼代議員(北教組)が選出され、議事が進行した。最初に、金子女性委員会委員長から「運



議長の大沼代議員



金子ユリ前委員長



民主女性議員等ネットワーク会議のみなさん

動目標(スローガン)は『労働組合における男女平等参画』と『職場に・社会におけるジェンダー平等の推進』。目標の達成のために、各産別の立場で活動してほしい。男性がほとんどの意思決定の場に女性が増えると、課題である賃金・雇用形態・物価高にも女性の視点が加わる。そのことは、女性だけにとどまらず多様な人材が働きやすい社会に繋がる。周りを見渡すとまだまだその実現には遠い現状だが、これからも活動を続けなければならない」と挨拶があった。

続いて、連合北海道を代表して、和田副事務局長の挨拶があった。また、今回の総会には来賓として民主女性議員等ネットワーク会議のみなさんが参加し、代表して徳永エリ参議院議員、畠山みのり道議会議員から挨拶をいただいた。

議事では、事務局から第1号議案2023年度活動に関する経過及び総括、第2号議案2024年度活動方針の提案があり、満場一致で可決された。



大村代議員(自治労)

産別報告では、2つの産別から報告があり、まず、自治労北海道本部の大村代議員から、2023年度に取り組んできた女性部活動の紹介があった。毎年12月から4月を「女性の働く権利確立運動強化月間」と設定し、組合員を対象とし

た「職場改善実態調査」に取り組み、調査結果から課題の分析、議論を行い、権利の拡充や職場環境の改善に向けた取り組みへつないでいること、さらなる取り組み強化に向け、同本部女性部で作成した調査結果を分析した学習資料「分析のススメ」の活用を呼びかけ、女性部のみならず、基本組織とも共有するよう呼びかけていること、ハラスメントでは3割以上の仲間が何らかのハラスメントを感じていることから女性セミナーを行い、相談しやすい環境づくりを組合として進めていること、などが報告された。1年の総括として、ZOOMやラインのグループチャットなども使用し、育児や介護、仕事や家庭との両立など様々な背景を持つ仲間たちが参加しやすい方法で繋がりを続けるよう活動していく、との報告があった。

次に連合十勝地域協議会青年・女性委員会の西丸代議員(自治労・全道庁労連)から、春闘で集会を開催したことで「組合、連合、春闘についてわからないことが知れて良かった」との声があり、7月には平和をテーマに「2023夏期交流集会」を、9月には分散会やミニバレーで交流したこと、それらの活動から①運動の形は様々である②産別は異なっても労働者として同じ悩みを抱えている、ということが明確になり、「集会での学びや気づきをどのように産別運動の強化につなげるか」という課題がわかった。今後、連合で集まる意義を連合ニュース等で発信しながら、気づける場を継続



河原崎育子新委員長

して作り、悩みを共有し、それを政治の場等へ知らせたいと思うよう連帯して進んでいきたい」と報告があった。

最後に、新役員体制についても承認され、退任する役員を代表して金子ユリさんが、新任の役員を代表して河原崎新委員長が挨拶した。河原崎委員長からは、「多様



性という言葉の陰に、構造的な差別が隠されているのではないかと。常にアンコンシャスバイアスに敏感になって活動していきたい」との話があった。

連合北海道女性委員会は、今後も性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め、互いに支え合うことのできる職場・社会の実現を目指す。その実現に向けて、男女平等参画をはじめとして、「真の多様性」に向けた取り組みを地域や産別と連携し進めていく。

〈この記事のアドレス〉

<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp/archives/8392>

### 2024 連合北海道女性委員会構成

|       |        |        |    |
|-------|--------|--------|----|
| 委員長   | 河原崎 育子 | 自治労    | 新任 |
| 副委員長  | 新名 玲子  | JAM北海道 | 新任 |
| 事務局長  | 田中 紀恵  | 北教組    | 再任 |
| 事務局次長 | 横内 智子  | 国公連合   | 再任 |
| 幹事    | 鈴木 素能子 | 北教組    | 新任 |
| 〃     | 福田 麻依子 | UAゼンセン | 再任 |
| 〃     | 中田 舞   | 情報労連   | 新任 |
| 〃     | 對馬 小百合 | 電力総連   | 新任 |
| 〃     | 一木 彩乃  | J P 労組 | 新任 |
| 〃     | 菅原 まどか | 全労金    | 新任 |
| 〃     | 大竹 美佳  | 運輸労連   | 新任 |
| 〃     | 加藤 美穂  | 運輸労連   | 再任 |
| 〃     | 調整中    | 自治労    | 新任 |



### 12月の主な動き

- 1日(金) 10:00/連合会館 第91回中央委員会
- 2日(土) 13:30/ポールスター 連合北海道地域ユニオン定期大会
- 7日(木) 14:30/かでの2.7 道社会保険労務士との連絡会
- 11日(月) 13:00/ポールスター 組織拡大推進特別委員会
- 12日(火) 13:30/ポールスター 中小・パート労働条件委員会
- 13日(水) 10:00・14日(木) 10:00 全国一斉集中労働相談ダイヤル
- 15日(金) 13:30/ポールスター 最賃対策委員会

- 15日(金) 15:00/連合北海道会議室 第4回食・みどり・水を守る道民の会幹事会
- 16日(土) 9:00/ポールスター 第2回女性委員会幹事会
- 16日(土) 9:30/ポールスター 北海道ブロック女性会議
- 17日(日)~19日(火)/東京 高校生平和大使東京行動
- 19日(火) 10:00/ニューオータニイン 第3回執行委員会
- 19日(火) 13:30/ニューオータニイン 第87回地方委員会
- 19日(火) 15:00/ニューオータニイン 第2回地協事務局長会議

- 21日(木) 13:30/連合会館 第3回中央執行委員会

### イベントカレンダー

#### 各地協定期総会

- 胆振地協 1日(金) 14:00/労働福祉センター
- 宗谷地協 2日(土) 13:30/稚内総合文化センター
- 上川地協 9日(土) 13:00/大雪クリスタルホール
- 釧根地協 16日(土) 13:30/センチュリーキャッスルホテル